

会 員 各 位

一般社団法人 全国登録教習機関協会
会長 久保田 靖夫（印鑑省略）

特定支援事業の創設について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
当協会の研修につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、今般、会員機関の事業について、より一層の支援を行う観点から、平成28年から実施している受託研修（出張研修）の事業を発展的に解消し、標記の事業を創設することとし、別添1の「特定支援事業実施要綱」を策定いたしました。

つきましては、貴機関におかれては、下記に留意いただき、本支援事業の積極的な活用を図られるようお願いいたします。

なお、本通知をもって平成28年2月19日付け全登協発行第11号「受託研修・講演（出張研修）実施要綱の策定について」は、廃止します。

記

- 1 本事業は、研修支援事業、運営支援事業及び登録支援事業からなり、それぞれの内容は、次のとおりであること
 - ① 研修支援事業
会員、会員傘下の登録教習機関又は本協会が特に適当と認める機関・企業（以下「会員等」という。）会員等が自社の実施管理者や講師に対して行う労働災害事例研究、レスンプランの作り方、実施管理者の業務、内部監査の方法やその効果的な進め方などを内容とする研修についての支援
 - ② 運営支援事業
会員等に対する外国人コースの開設、登録更新の手続きとその対応、内部監査の対応強化などを内容とする業務運営についての支援
 - ③ 登録支援事業
登録教習機関になろうとする機関であって、登録後に当協会の会員となることを予定しているものに対する登録に係る申請等の支援
- 2 本事業は、上記1の③を除き、原則として会員を対象としたものであること
- 3 本事業には、新規に入会した登録教習機関等に対し、必要に応じ、入会当初に行う業務運営等に関する支援、助言等は、含まれないこと

以上